

新旧対照表（館山市地域公共交通会議設置要綱の一部改正案）

	改正前	改正後
内容	<p>館山市地域公共交通会議設置要綱 平成 22 年 10 月 13 日 告示第 56 号 平成 30 年 4 月 9 日 告示第 45 号</p> <p>第 1 条～第 6 条 省略</p> <p>（会議）</p> <p>第 7 条 交通会議は、会長が招集する。</p> <p>2 交通会議の議長は、会長をもって充てる。</p> <p>3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 交通会議の議決の方法は、出席した委員の多数決によるものとし、可否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>5 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>6 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、意見を聞くことができる。</p> <p>9 交通会議の庶務は、館山市総合政策部企画課において処理する。</p> <p>10 地域公共交通会議に関する相談、苦情、その他に対応するための連絡・通報窓口は会長が別に定めるものとする。</p> <p>第 8 条～附則 省略</p>	<p>館山市地域公共交通会議設置要綱 平成 22 年 10 月 13 日 告示第 56 号 平成 30 年 4 月 9 日 告示第 45 号 平成 年 月 日 告示第 号</p> <p>第 1 条～第 6 条 省略</p> <p>（会議）</p> <p>第 7 条 交通会議は、会長が招集する。</p> <p>2 交通会議の議長は、会長をもって充てる。</p> <p>3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 交通会議の議決の方法は、出席した委員の多数決によるものとし、可否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p><u>5 会長は、有意義な議事運営を行うため、委員のうちから座長を指名することができる。</u></p> <p><u>6 座長は、会議の議事進行を行い、座長に事故あるとき又は欠けたときは、会長又は会長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>7 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、意見を聞くことができる。</p> <p>9 交通会議の庶務は、館山市総合政策部企画課において処理する。</p> <p>10 地域公共交通会議に関する相談、苦情、その他に対応するための連絡・通報窓口は会長が別に定めるものとする。</p> <p>第 8 条～附則 省略</p>